

令和元年度 第3回理事会議事録

1. 開催日時：令和元年 11 月 23 日（土）15：00～17：00
2. 開催場所：四国がんセンター
3. 出席者
理事：青木究 泉伸二 小野達也 喜井澄香 清水俊行 濱田覚 久枝正実 野村祐介
宮崎昌彦 山田文哉 山本将太 山本良輔
監事：青野迅矢 田邊芳郎
4. 議事
 - 1) 開会の挨拶
宮崎会長より開会の挨拶があった。
 - 2) 書記の選出
野村事務局長が書記に選出された。
 - 3) 委員会報告
【学術大会実行】令和2年度第8回愛媛県臨床工学技士会学術大会は令和2年6月7日(日)または6月21日(日)で日程を調整中。場所は愛媛大学医学部附属病院(40周年記念講堂)の予定。

【血液浄化】令和2年1月26日の血液浄化セミナー開催に向けて準備中。

【循環器】令和元年12月8日の循環器セミナー開催に向けて準備中。

【手術機器管理】明日(令和元年11月24日)セミナー開催。

【呼吸療法】第2回えひめ呼吸療法セミナーに向け準備中。3学会合同呼吸療法認定士認定25ポイントについては認可済。また呼吸治療専門臨床工学技士の単位付与についても現在日本臨床工学技士会へ申請中。本セミナーより機器展示を行う予定である。

【HP】今後HPへの投稿依頼者に対して作業完了の返信をする。来年度HPのSSL(通信暗号化)を実施する。これに際し年間1350円(2年契約)の経費がかかるため、来年度予算として計上する旨の説明がなされ、承認された。各種手続きに関する部分の修正とHPを投稿形式に変更していく。
【若手】マツヤマお城下リレーマラソンとスキルアップセミナーは成功裏に終わった。

【組織】組織委員会より、メルマガ普及のため今後、新入会員は入会申込書に記載されているメールアドレスを登録するようメルマガジン運用規程の改定したい旨、提案があった。また未登録の既存の会員については案内文書を作成し郵送するとの報告があった。
⇒メーリングリスト運用規程を改定および案内文書の郵送について満場一致で承認された。(資料1)

【災害対策】活動の方向性について委員会で議論中。

【会誌編集部】会誌の広告については現在の応募数は12社。(残り枠あと6社)

【校閲部】今後、委員会議事録の校閲は不要とする。
 - 4) 委員会規程の改定について
作成した改定案(資料2)をもとに審議した結果、改定案は満場一致で承認された。また本規程は令和2年度4月1日より施行する。
 - 5) 令和元年度一般社団法人愛媛県臨床工学技士会総会の日程
総会の日程について提案があり、下記の日程で承認された。
 - ・ 日時：令和2年4月26日(日)13：00～14：00
 - ・ 場所：住友別子病院
 - 6) 定款および規程改定の検討
定款および会費規程の改定について協議した。
⇒定款については、令和元年度総会へ主たる事務居局の移転について提案する事となった。また、その他の改定については、次回理事会で検討する。
⇒会費規程については、今後うちよ銀行振込以外の支払い方法に対応出来るよう次回理事会までに

改定案を検討し、令和元年度総会へ提案する。

- 7) 令和2年度各委員会の予算について
事務局より、令和2年度予算案に折り込むため各委員会で来年度委員会予算を検討し年内に事務局へ報告する。

8) 中四国連絡協議会参加報告

【組織委員会】

日本臨床工学技士連盟の役員改選がある。愛媛から立候補者はなし。
中四国臨床工学会で表彰される功労者においては、中四国内で貢献された者が表彰されるべきとの意見がなされているとの報告があった。また双方向で意思疎通ができる巨大連絡網を作成する。

【学術委員会】

中四国臨床工学会の運営マニュアルの作成を行っていく。
BPAの登録基準を設ける方向で検討されている

【若手委員会】

各県の活動報告と今後の活動予定について報告があった。また随時3海ネットを積極的に更新していく。

【連絡協議会】

第9回中四国臨床工学会(島根)の参加者は約700名の参加があった。
第10回中四国臨床工学会(鳥取)は令和2年10月17日(土)、18日(日)、場所：米子コンベンションセンターBIGSHIP、テーマ：つなぐ～新たな時代における臨床工学～、予定参加者500名。
大会HPは11月に開設する。
次回中四国連絡協議会は令和2年4月25日(土)、場所：岡山国際交流センター

9) その他

- ・ 四国経済産業局での医工連携会議の参加報告
山田副会長より8月9日と10月18日に四国経済産業局(高松)で行われた医工連携に関する会議の報告があった。今後も四国4県で会議や意見集約を行うとともに本分野におけるセミナーも開催される予定である。今後もこの医工連携の分野に参画するため“医工連携部”を立ち上げることが提案され、議論の結果、承認された。また本分野に興味のある会員の募集も行う予定。
- ・ 内視鏡委員会の設立について
宮崎会長より”内視鏡委員会”発足の提案があり議論の結果、令和2年度より発足することで承認された。委員長は住友別子病院の高橋祐樹氏、担当理事は宮崎会長が行うことで承認された。

10) 事務局報告

前回理事会より新入会者は9名、異動・退会者なし。メルマガ登録者数176名(56.4%)。
また会員名簿の配布について個人情報保護の観点から会員名簿の配布は廃止することで承認された。

11) 第4回理事会の日程調整

令和2年3月28日(土) 四国がんセンターME室

5. 議事録確認

野村事務局長より議事録の確認があり満場一致で承認された。議事録には出席した理事及び監事が記名押印する。

出席理事

宮崎昌彦	泉伸二	山田文哉	野村祐介	青木究	小野達也
喜井澄香	清水俊行	濱田寛	久枝正実	山本将太	山本良輔

出席監事

青野迅矢	田邊芳郎
------	------

6. 閉会挨拶

泉副会長より閉会の挨拶があった。

(資料 1)

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会メーリングリスト運用規程

メーリングリストを利用される場合は、本規程に承諾いただいたものとみなしますので、以下の内容を十分にご理解の上で利用を行ってください。

(目的)

第1条 (一社) 愛媛県臨床工学技士会メーリングリスト (以下、「愛臨工 ML」という。) は、(一社) 愛媛県臨床工学技士会 (以下、「当会」という。) の広報活動の一環として運用するものであり、当会の活動予定や (公社) 日本臨床工学技士会などからの最新情報を当会会員に速やかに伝え、当会会員の諸活動を活性化することを目的とする。

(登録資格)

第2条 愛臨工 ML は当会正会員のみが登録を行なうことができる。

(管理・運営)

第3条

1. 愛臨工 ML に係る管理・運営は、理事会の指示に従い事務局が行う。
2. 愛臨工 ML への登録は、入会時および申し込みがあった場合に行う。
3. 当会会員より請求があった場合には、速やかに愛臨工 ML への追加及び削除を行うものとする。
4. 愛臨工 ML への配信者は、当会組織委員長・会長・事務局長のみに限る。
5. 愛臨工 ML へ配信する際には、会長の承認を得る必要がある。

(配信情報)

第4条 以下の情報を愛臨工 ML で配信することができる。

1. 当会が主催・共催・協賛するセミナー・勉強会等の事業に関する情報。
2. 当会事務局からの連絡事項。
3. (公社) 日本臨床工学技士会及び関連団体からの情報。
4. 会長が配信を許可した情報。

第5条 以下の情報は愛臨工 ML で配信することができない。

1. 個人情報を含むもの。
2. 個人または当会の不利益となる情報。
3. 当会とは無関係な情報。
4. 営業活動。

5. 当会役員の選挙活動。
6. 会長が配信を許可しない情報。

(個人情報の取扱い)

第6条

愛臨工 ML の登録情報及びメールアドレス等の個人情報については、法に定める開示請求があった場合を除き、目的の範囲外で利用及び提供は行わない。

第7条

この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

付 則

この規程は、平成27年4月27日から施行する。
平成27年2月7日理事会承認。

- ・ 令和元年12月1日：改定 令和元年11月23日理事会承認

(資料 2)

一般社団法人愛媛県臨床工学技士会 委員会規程

第1条 定款 53 条に定めた委員会を設置する場合、目的、委員長、委員等について理事会の承認を受ける。

第2条 委員長及び委員の任免は、理事会の承認を得て会長が行なう。

第3条 委員長は委員会を統括し、該当する会務を協議し執行する。

第4条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

(構成)

第5条 各委員会は、理事会承認を受けたすべての委員をもって構成する。

(権限)

第6条 委員会は、次の職務を行う。

1. 該当する会務に関する啓発活動の企画および運営
2. 該当する会務に関する規則の制定及び変更及び廃止に関する検討

(責務)

第7条 委員は該当する会務を協議し執行する。また、会長が求める場合、委員は理事会に出席して意見を述べることができる。

(種類及び開催)

第8条 委員会は、通常委員会・臨時委員会・web 委員会の 3 種類とする。

1. 通常委員会は、毎事業年度 3 回開催する。
2. 臨時委員会は、次の各号の一に該当する場合とし、会長の承認をもって開催する。
 - 1) 会長が必要と認めたとき
3. web 委員会は、委員長が必要と認めたとき開催する。

(召集)

第9条 委員会は、委員長が招集する。

1. 委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を開催日の 1 週間前までに担当理事および各委員に対して通知しなければならない。

(議長)

第10条 委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

(定足数)

第11条 委員会は、委員現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第12条 委員会の議事は、議決に加わることができる委員の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは議長の採決するところによる。

(決議の省略)

第13条 委員が、委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

付 則

この規程は、平成 24 年 4 月 14 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日：改定 令和元年 11 月 23 日：理事会承認